

重要事項説明書

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)

1. 施設・事業の概要

事業所の名称	瀏上クリニック 通所リハビリテーション		
所在地および連絡先	〒867-0067 水俣市塩浜町2番47号	TEL FAX	63-6552 63-5471
指定番号	4310511003		
事業主体名	医療法人 すえひろ会	代表者	理事長 瀏上 徹郎
利用定員数	2単位 45名		
営業日・時間	毎週月曜～土曜日 但し年末年始(12/30～1/3)を除く 営業時間：8時30分～17時30分 提供時間：9時30分～16時00分		

2. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	当クリニックの医師・理学療法士・作業療法士・看護職員・介護職員（以下「通所リハビリテーション従業員」という。）が、要支援・要介護状態にある者に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。
運営方針	事業所の通所リハビリテーション従業員等は、要支援・要介護者等の心身の特性及び病歴などを踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図る。

3. 職員の職種・職務内容

管理者 (医師)	1名(常勤) 職務内容：従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも診察にあたる。
管理代行者	1名(常勤・兼務) 職務内容：事業所が行う事業に対する通所リハビリテーションの利用申込に係る調整、通所リハビリテーション従業員等に対する技術指導を行う。
理学療法士 作業療法士	1名以上
看護職員	1名以上(常勤換算で0.4以上)
介護職員	4名以上(但し、土曜日に関しては利用人数に応じて調整する)
職務内容：通所リハビリテーション従業員は、通所リハビリテーションの提供にあたる。	

4. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、水俣市、津奈木町とする。

5. サービス利用にあたっての留意事項

- ・ 通所リハビリテーション利用中は、医師、看護職員その他の従業員の指示に従って心身機能の維持回復に努める。また、訓練用の器具などを取扱う際には、従業員の指示に従うこと。
- ・ サービスの利用の際に体調の異常や異変があればその旨を申し出ること。

6. 利用料金

(要介護認定の方)

1 時間～ 2 時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	369 単位	398 単位	429 単位	458 単位	491 単位
2 時間～ 3 時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	383 単位	439 単位	498 単位	555 単位	612 単位
3 時間～ 4 時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	486 単位	565 単位	643 単位	743 単位	842 単位
4 時間～ 5 時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	553 単位	642 単位	730 単位	844 単位	957 単位
5 時間～ 6 時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	622 単位	738 単位	852 単位	987 単位	1120 単位
6 時間～ 7 時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	715 単位	850 単位	981 単位	1137 単位	1290 単位
入浴介助加算Ⅱ		60 単位/回			
送迎なし (減算)		-47 単位/片道			
重度療養管理加算		100 単位/回			
サービス提供体制強化加算		(Ⅲ) 6 単位/回			
科学的介護推進体制加算		40 単位/月			
リハビリテーション提供体制加算		24 単位/回			

*当日のキャンセルについては食費分の実費負担 (660 円) を徴収させていただきます。

(要支援認定の方)

基本料金	要支援 1	要支援 2
	2268 単位/月	4228 単位/月
サービス提供体制強化加算	(Ⅲ) 24 単位/月	(Ⅲ) 48 単位/月
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	

7. その他の費用

食材料費	660 円 (おやつ代を含む) 50 円 (おやつのみ)
実施地域外の送迎	片道 1 kmあたり 20 円の支払を受ける
介護職員処遇改善加算 2	所定単位数に各種加算減算を加えて算定した単位数の 1000 分の 83 に相当する単位数
その他、個人用の生活用品費は、その実費を徴収する。	

8. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに必要な措置を講ずる。

また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

9. 虐待防止のための措置

① 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

ア. 虐待防止のための委員会を設置し担当者を置き、利用者やその家族からの苦情・相談に速やかに対応する。

イ. 虐待防止のための従業者に対する研修の実施。

ウ. その他虐待防止のために必要な措置を講ずる。

② サービス提供中に、当事業所職員又は擁護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

10. 苦情処理

利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口、担当者の設置、利用者および家族からの相談・苦情などについて相談窓口を設置して担当者を置く。

担当者が不在の場合でも、基本的な事項については誰でも対応できるようにしており、相談内容などについては、相談担当者に必ず引き継ぐ体制をとる。

【相談及び苦情担当窓口】

・医療法人すえひろ会 浏上クリニック 通所リハビリテーション（担当：農山 忍）

〒867-0067 熊本県水俣市塩浜町2番47号 TEL：0966-63-6589

・熊本県国民健康保険団体連合会

〒862-0911 熊本市東区健軍2丁目4番10号（市町村自治会館内） TEL：096-365-

0811

・健康高齢課 高齢介護支援室

〒867-8555 熊本県水俣市陣内一丁目1番1号（水俣市役所内） TEL：0966-63-3051